

地方消費者行政推進交付金の制度概要

資料3

- 消費者行政の充実・強化に取り組む地方自治体を支援
(「消費生活相談体制の整備」と「消費者問題解決力の高い地域社会づくり」)
- 地域の事情に応じた取組が可能となるよう、メニュー方式により支援
- 国から提案する政策テーマに応じて、地方自治体が企画する先駆的プログラムを実施
- 毎年度の交付金の支出限度額は、各都道府県(管内市町村を含む)の消費者行政予算の総額の2分の1まで(被災4県及び熊本県は3分の2まで)
- 交付金の配分に当たりインセンティブを付与(相談体制の質の向上、相談員の処遇改善)
- 基金と異なり、単年度ごとに精算(やむを得ない場合は繰り越し)

○地方消費者行政活性化基金		
20年度2次補正 150億円	21年度補正 80億円	
24年度当初 5億円(一般会計) / 3.6億円(復興特会※)	24年度補正 60.2億円	
25年度当初 5億円(一般会計) / 7.3億円(復興特会※)	25年度補正 15億円	
26年度当初 30億円(一般会計) / 7.0億円(復興特会※)		
○地方消費者行政推進交付金		
26年度補正 20億円		
27年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会※)	27年度補正 20億円	
28年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会※)	28年度補正 20億円	
29年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会※)		

※被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)が対象

約528億円

事業メニュー

1. 消費生活相談機能整備・強化事業

- ・消費生活センターの整備(広域連携による整備を含む)
- ・専門的な消費生活相談への対応力強化(弁護士等専門家の活用)
- ・商品テスト機能の強化
- ・裁判外紛争処理機能の強化

2. 消費生活相談員養成事業

- ・消費生活相談員の計画的・集中的な養成

3. 消費生活相談員等レベルアップ事業

- ・消費生活相談員等の研修

4. 消費生活相談体制整備事業

- ・消費生活相談員の配置・増員、処遇改善

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

- ・都道府県による市町村支援

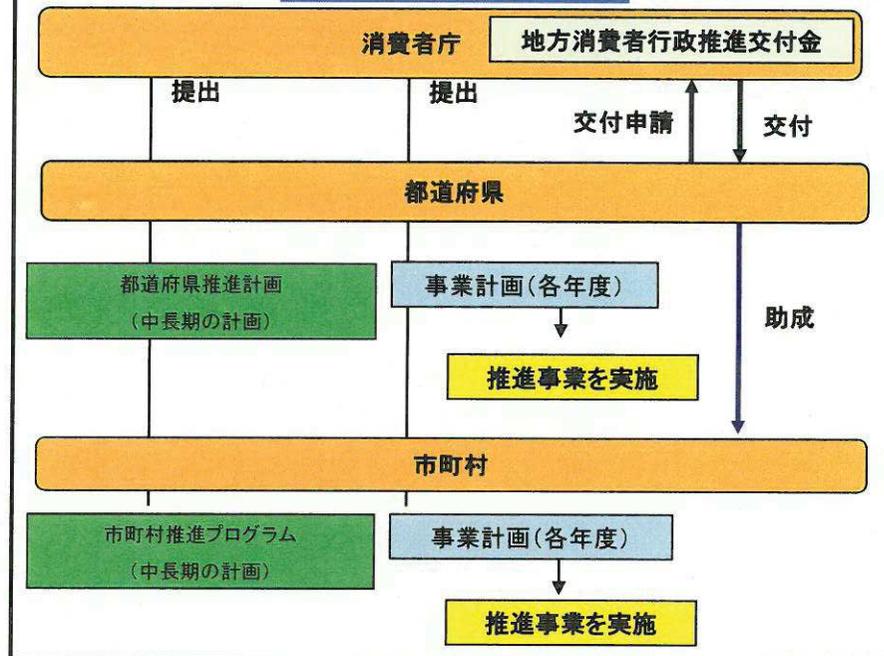
6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

- ・消費者教育の推進
- ・地域の見守りネットワーク推進
- ・地域のリーダー育成
- ・消費者団体の支援
- ・事業者指導や法執行強化
- ・先駆的プログラム等

7. 消費者安全法47条2項に基づく法定受託事務

- ・事業者への立入調査

事業の概要



地方消費者行政推進交付金に係る財政措置の活用期間について

- 地方消費者行政推進交付金における新規事業の開始は**平成29年度まで**としている。
- 各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするため、**個別事業ごとの交付金の活用期間**を定めている。
- 活用期間に沿って実施することにより**最長で39年度まで**交付金の財政支援は活用可能

自治体 類型	事業 メニュー	平成29年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
		新規個別事業 の開始期限	平成29年度までに開始した事業を継続して支援										
通常自治体	①消費生活センター等 整備	地方消費者行政推進交付金活用期間【3年】			首長表明による特例【+2年】								
	②消費生活相談員 (人件費、研修費等)	地方消費者行政推進交付金活用期間【7年】							首長表明による特例【+2年】				
	③消費者教育・啓発等 (※4)	地方消費者行政推進交付金活用期間【7年】							首長表明による特例【+2年】				
小規模自治体 (※2)	①消費生活センター等 整備	地方消費者行政推進交付金活用期間【5年】				首長表明による特例【+2年】							
	②消費生活相談員 (人件費、研修費等)	地方消費者行政推進交付金活用期間【9年】									首長表明による特例【+2年】		
	③消費者教育・啓発等 (※4)	地方消費者行政推進交付金活用期間【9年】									首長表明による特例【+2年】		

※1 図上、平成29年度から開始した事業のみを抜粋しているが、平成28年度以前に実施したものについても、交付金の活用期間の適用を受ける。

※2 小規模自治体とは、人口5万人未満、かつ財政力指数0.4未満の市町村

※3 雇止めの規定をおく自治体は活用期間2年短縮

※4 効率的な事業執行を実現する観点から、一定の制約(1事業あたりの限度額(1500万円))を設定

地方消費者行政活性化基金について

- 「地方消費者行政強化作戦」の目標達成に必要な事業に限って活用できる。
- 活用期間は**平成29年度末までを目的**としており、期限終了後は、清算の後、残余額は国庫に返納することとなる。

地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会報告書(概要)

検討会の趣旨

地方消費者行政推進交付金等による支援が平成29年度で一つの区切りを迎えることとなっていることから、平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援の在り方を検討。

I. 地方消費者行政の枠組みとこれまでの取組

(法令上の位置づけ)

- ◆ 苦情相談・あっせん、消費者教育推進計画の策定などを地方公共団体の事務として規定。特商法、景表法等の個別の法執行の権限。
- ◆ 法改正により、都道府県における法執行事務は拡大。

(財政的支援)

- ◆ 地方交付税措置(平成28年度約270億円)
- ◆ 地方消費者行政推進交付金等(平成20～平成28年度計約493億円を措置)

II. 現状と課題

- ◆ **地方消費者行政の財源をいかに充実させていくかが課題。**
- ◆ 地方財政措置約270億円に対し、交付金を除く地方の財源は約120億円。
- ◆ 単年度事業である**先駆的プログラムは継続的展開が困難。**
- ◆ **法執行を担当する専門職員の不足。**
- ◆ 若者をはじめとした消費生活相談員の**担い手の確保が困難。**
- ◆ **小規模市町村の消費生活センターの設置率はいまだ低水準。**
- ◆ 消費者安全確保地域協議会の更なる設置促進が必要。

III. 基本的な考え方

(地方公共団体による取組)

- ◆ 地方消費者行政推進交付金の活用期間(最長平成39年度まで)における体制整備とその後の**財源確保による体制維持・充実。**
- ◆ **国との連携による新たな課題への取組**による地域の課題解決力の向上。

(国による支援)

- ◆ **国が対応すべきと考える新たな消費者問題や重要課題**について、**意欲ある地方公共団体**の地域の課題解決に向けた**取組を支援。**

IV. 対応の方向性

(体制整備の一層の推進に向けた財源の確保)

- ◆ 地方消費者行政推進交付金の活用と**地方の財源確保による地方消費者行政体制の維持・充実。**

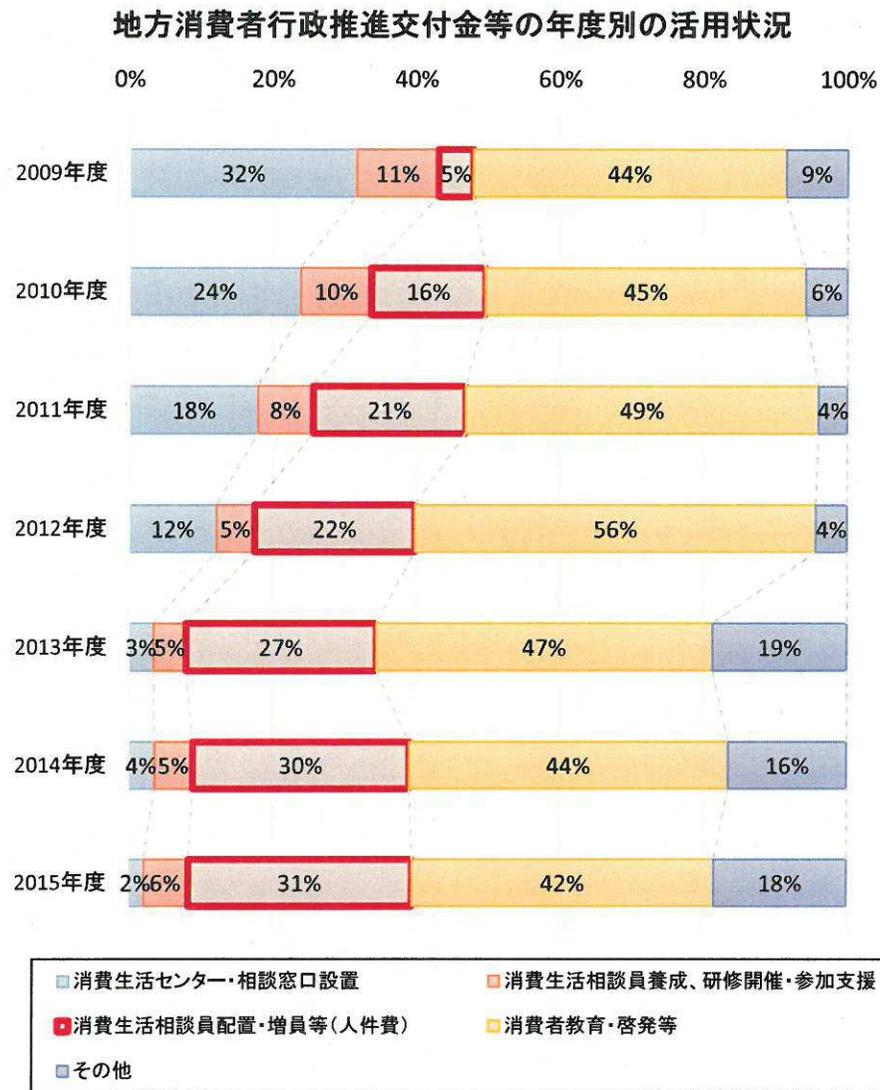
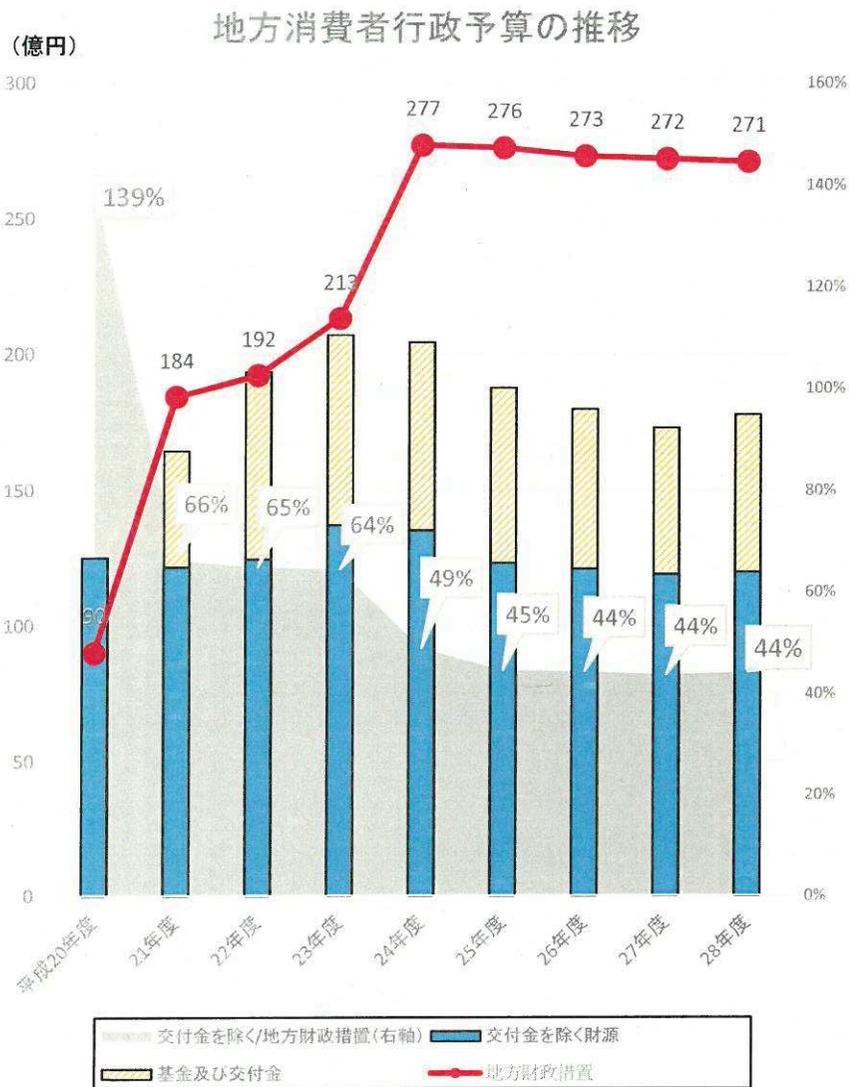
(新たな地方消費者行政の展開に向けた国の支援)

- ◆ 社会情勢の変化(高齢化・情報化・国際化、成年年齢引下げ等)によって生ずる消費者問題に対応するため、**国が取り組むべき新たな政策課題を提示し、地方公共団体の取組を支援。**
- ◆ **SDGs(持続可能な開発目標)に対応した取組**(倫理的消費、消費者志向経営、食品ロス削減の推進等)などの**新たな消費者行政の展開に向けて積極的に取り組む意欲ある地方公共団体を支援。**

(その他の取組)

- ◆ 消費生活相談員の法定化等の新たな制度の周知、処遇改善の取組や専門性に配慮した任用等による**魅力ある職場づくり。**
- ◆ 消費者安全確保地域協議会等における**他部局との連携、警察等の他機関との連携。広域連携の活用。**
- ◆ 法執行機能の充実・強化のための体制整備等。

- 地方財政措置に対して、交付金を除く地方の自主財源は50%を下回っている。
- 地方消費者行政推進交付金の活用は、相談窓口の設置などから相談員人件費にシフト。



地方消費者行政推進交付金

平成30年度概算要求額
30億円【優先課題推進枠】

趣旨

＜地方公共団体の体制整備を安定的に支援＞

- どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備
- 「地方消費者行政強化作戦」を策定(H26)
- H26年度より当初予算化、複数年度化
⇒地方における計画的・安定的な取組を支援

＜地方公共団体における財源確保への期待＞

- 消費者行政予算確保の「呼び水」としての役割を期待
- 平成29年度までに立ち上げた事業に措置
(※)被災4県及び熊本県については、特例的に平成30年度の新規事業の立ち上げを認める。

地方消費者行政強化作戦の達成状況

- 消費生活センターの設立支援
 - ・人口5万人以上の全市町で設置【達成:24府県／未達成:23都道県】
 - ・人口5万人未満の市町村50%以上で設置【達成:15道府県／未達成:32都県】
- 消費生活相談員の養成、レベルアップ
 - ・管内自治体の50%以上に消費生活相談員配置【達成:39都道府県／未達成:8県】
 - ・資格保有率を75%以上に引上げ【達成:22都府県／未達成:25道県】
- 消費者ホットライン(188)の利用促進
 - ・消費者ホットライン「188」の認知度:4.9% ※3桁番号「188」は平成27年7月よりスタート
- 消費者教育・啓発の推進
 - ・「消費者教育推進計画」の策定【達成:46都道府県・15政令市】
 - ・「消費者教育推進地域協議会」の設置【達成:45都道府県・17政令市】

地方消費者行政体制の維持・充実のため、引き続き支援が必要

地方消費者行政強化交付金

平成30年度概算要求額
10億円【優先課題推進枠】

趣旨

<国の政策推進等への対応を担う消費生活センター>

- 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供

⇒消費生活センターの機能の維持・充実が必要

<国として取組むべき重要消費者政策に対する取組>

- 国として取組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取組む地方公共団体を支援

国の政策推進等への対応

- ギャンブル依存症等対策
- AV出演強要問題
- 成年年齢の引下げ
- 軽減税率の導入 等

国として取組むべき重要消費者政策等

- SDGsへの対応
 - ・倫理的消費、消費者志向経営、食品ロスの削減
 - ・消費者安全確保地域協議会の設立
- 若年者への消費者教育の推進
- 訪日・在日外国人向け相談窓口の整備
- 地方公共団体における法執行の強化
- 風評被害防止のための取組 等

地方公共団体への支援

(消費生活センターの機能の維持・充実)

- 消費生活センターにおける国の政策推進等への対応力を強化

- 国が指定する研修への参加
- 小規模自治体の相談体制維持のための支援
(消費生活相談員資格、研修参加を義務)

(国として取組むべき重要消費者政策への取組)

- 地方公共団体における国として取り組むべき重要な消費者政策の推進。

- ⇒ 中期的・計画的な取組を支援
 - ・複数年(3年程度)の取組
 - ・PDCAサイクルによる進捗管理

※ 補助率は、1/2を想定

地方消費者行政強化交付金について

(趣旨)

- 国が推進する政策による制度変更や社会問題について、正確かつ分かりやすい情報を提供し、国や地方公共団体内の他の行政部局へ繋ぐ受け皿としての消費生活センターの機能を維持・充実するため、地方公共団体を支援。
- 国が取り組むべきと考える重要な消費者政策を推進するため、これに積極的に取り組む地方公共団体を支援。

(想定メニュー)

① 国の施策推進の受け皿としての消費生活センターの機能の充実・強化 (研修に係る費用)

- ・消費生活センターが国の推進施策等の受け皿となるよう指定した研修（ギャンブル依存症等対策など）の参加に係る費用を負担。

(小規模自治体に対する人件費の特例)

- ・消費生活センターの機能の維持が困難と考えられる一定の要件を満たす地方公共団体に対し、国の推進施策等の受け皿としての機能を果たすことを条件として、相談員一人分の人件費を支援。

(法執行に係る専門家等の活用)

- ・都道府県における法執行体制の強化のため、法執行に係る法曹等専門家の登用を図る経費などを支援。

② 新たな消費者行政課題に対応する地方消費者行政の充実・強化 (SDGs 関連施策)

- ・消費者安全確保地域協議会の構築
- ・障害者に対する消費生活相談の整備
- ・食品ロス削減の取組
- ・倫理的消費の普及・促進
- ・消費者志向経営の普及・促進

(経済社会環境の変化に対応した地方消費者行政の体制整備)

- ・若年者への消費者教育の推進

- ・ 訪日・在日外国人に対する相談窓口の整備
- ・ 公益通報者保護制度の推進
- ・ 適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援
- ・ 風評被害の防止のための取組

※個々のプロジェクトの具体的な要件等については、今後の検討事項

(交付金のスキーム)

1. 補助率について

補助率は1 / 2 を想定

2. 中期的・計画的な取組

中期的・計画的な取組ができるようプロジェクトの実施に当たっては、複数年度を取組の支援を行う。また、事業実施を効率的なものとするため、複数年度を取組を明記した事業計画書及び事業報告書を毎年度提出し、P D C A サイクルを取り入れた取組とする。

3. 競争性の導入

特に、②の事業の採択に当たっては、国の趣旨に合致するものであり、上記2により適切な計画を提出したプロジェクトを採択することとする。

地方消費者行政強化交付金交付想定スケジュール

9月～11月

要綱、要領の作成

12月

中旬 事務連絡（事業計画提出依頼）

下旬 平成30年度当初予算案内示

1月

初旬 事業計画の提出

2月

初旬 事業計画の審査終了

審査終了後、交付申請

3月中

自治体へ交付決定（内示）

※ 現時点で考えるおおよそのスケジュールですので、変更等生じる可能性があります。